

論 説

詐害行為取消により生ずる受益者の取消債権者に対する受領金
支払い債務にいつから法定利息あるいは遅延利息が発生すべきか
—最判平成30年12月14日民集72巻6号1101頁を参考にして—

益 井 公 司

一 はじめに

債務者の詐害行為により、債権者が債務者の受益者に対する金銭債務の弁済を取消する場合や金銭債権の譲渡を取消するときにおいて受益者が譲渡債権の弁済をうけている場合、さらには価格賠償が命じられる場合等において、いつから遅延利息を付すべきなのか（遅延利息の起算点）については、これまであまり深く議論されてきていない。しかしながら、近時、詐害行為取消しによる受益者の取消債権者に対する受領金支払債務がいつから遅滞に陥り遅延利息が発生するかに関して、以下で述べるように下級審の判例や学説において判断の分かれていた問題につき、最高裁が初めて実質的な判断をなした判例が現れている。そこで、まず二においてこの最高裁の判例を簡単にみるとともに、三でこれまでの下級審の判例を検討することにより、この最高裁判例の判断枠組みの意義を確認し、さらに四でこれまでの学説を民法及び破産法の議論を含めて検討し、詐害行為取消しによる受益者の取消債権者に対する受領金支払債務につきいつから遅延利息は発生するのか、そこで発生するのは、遅延利息なのか法定利息なのか、両者の関係はどうなっているのか等につき考察することにより、この問題の解決の

方向性を探ろうというのが本稿の目的である。そうした問題の検討に入る前に、その前提として確認しておかなければならないのは、①二以下において検討する本最高裁のように、詐害行為により逸失した財産額（受益者等が受けた金額）が詐害行為取消権の被保全債権額よりも小さいケース（以下ケースⅠという）においては、詐害行為の取消が行使されると受益者等は受けた金額を全額返済するとともにそれに遅延利息をいつから付すかという問題が生じるだけでなく、取消しによって原状回復すべきものの内容を確定する必要があるように思われる。つまり、受益者は金銭等を受領した時からそれを運用できたはずであるから、その運用利益としての利息を詐害行為時から付さなくていいのかが問題となる。さらには、法定利息と遅延利息の関係をどう考えるかも問題となってくる。これに対し、②詐害行為により逸失した財産額が詐害行為取消権の被保全債権額より大きいケース（以下ケースⅡという）では、詐害行為取消しの対象となる行為の範囲は被保全債権の範囲に限られているので⁽¹⁾、取消されて返還すべきことになった被保全債権額相当の返還金額にいつから遅延損害金をつけるかという問題になる。この場合も①の場合と同様に受益者等は受領時から金銭等を運用できたのであるから受領時から利息を返還する必要があるかを検討する必要がでてくるが、被保全債権額相当額に受領時から利息を付して受益者等が返還しなければならないとすると、債権者は詐害行為後の遅延利息についても被保全債権に含めることができるというのが判例なので⁽²⁾、債権者はその部分においては重複したものを得ることになるようにも思われる。以上の点に配慮しながら、この問題の考察

詐害行為取消により生ずる受益者の取消債権者に対する受領金支払い債務にいつから法定利息あるいは遅延利息が発生すべきか（益井）

四八九（一四〇五）

(1) この点については、改正後の新法でも同様である。

(2) 被保全債権には、詐害行為以後に発生する遅延損害金も含まれる（最判平成8年2月8日判時1563号112頁）。更には、詐害行為後に生じた延滞税も詐害行為取消権によって保全されるべき債権に当たるとする原審（後の⑮の判例）の判断を維持した判例として最判平成元年4月13日金法1228号34頁がある。

を進めていきたい。

なお、遅延利息の利率に関しては商事の6分になるか、民事の5分になるかの争いがあったが、民法改正法の成立により商事法定利率を定める商法514条は削除され、両者は統一されたので（新民法404条）、本稿ではその問題には触れないことにする。

二 最判平成30年12月14日（民集72巻6号1101頁）の判例⁽³⁾について

1（事実関係）

B銀行の取締役会において破綻に瀕したノンバンクであるC社から二回にわたり合計で商工ローン債権約460億円（のちにC経営は破綻し支払い不能になる）を額面額での買取りを承認した取締役Aらの善管注意義務違反を理由とする損害賠償請求権（会社法423条1項）をB銀行（B銀行も経営破綻し、再生手続が開始されたことに伴いこの損害賠償請求権はXに譲渡された）から譲り受けた被上告人X（整理回収機構）が、損害賠償の一部である50億円及び訴状送達以後の遅延利息の支払いをAに求める損害賠償訴訟を提起した（第1事件）。

また、Aに対して（第1事件で認められた）約37億6000万円の損害賠償債権を有する被上告人Xが、詐害行為取消権に基づき、上告人Y1（Aの弟）に対しては、Aが上告人Y1からB銀行の株式を代金1億6250万円で購入する旨の契約の取消し並びに受領済みの上記代金相当額及びこれに対する訴状送達の日翌日からの遅延損害金の支払を求め、上告人Y2（Aの妻）に対しては、Aが上告人Y2に1億2000万円を贈与する旨の契約の取消し並びに受領済みの上記贈与金相当額及び

(3) この判例評釈としては、中野琢郎・ジュリスト1538号107頁、潮見佳男・金融法務事情2121号18頁、渡邊拓・金融・商事判例1574号2頁、高須順一・判例秘書ジャーナル文献番号HJ100051、岩藤美智子・法学教室468号135頁がある。なお、本稿脱稿後に、片山直也・民商法雑誌155巻5号48頁にふれた。

これに対する訴状送達の日翌日からの遅延損害金の支払を求めた（第2事件）。原審はXの請求をほぼ認めたのでYが上告受理を申し立てた（それが認められた）。

2（上告理由）

詐害行為取消しによる受益者の取消債権者に対する受領済みの金員相当額の支払債務（以下「受領金支払債務」という。）は、詐害行為の取消しを命ずる判決（以下「詐害行為取消判決」という。）の確定により生ずるから、その確定前に履行遅滞に陥ることはないのに、上告人らの被上告人に対する各受領金支払債務につき各訴状送達の日翌日からの遅延損害金の支払を命じた原審の判断には、法令の解釈適用の誤りがある。

3（判旨） 上告棄却

「詐害行為取消しの効果は詐害行為取消判決の確定により生ずるものであるが（最高裁昭和34年（オ）第99号同40年3月26日第二小法廷判決・民集19巻2号508頁参照）、その効果が将来に向かってのみ生ずるのか、それとも過去に遡って生ずるのかは、詐害行為取消制度の趣旨や、いずれに解するかにより生ずる影響等を考慮して判断されるべきものである。詐害行為取消権は、詐害行為を取消した上、逸出した財産を回復して債務者の一般財産を保全することを目的とするものであり、受益者又は転得者が詐害行為によって債務者の財産を逸出させた責任を原因として、その財産の回復義務を生じさせるものである（最高裁昭和32年（オ）第362号同35年4月26日第三小法廷判決・民集14巻6号1046頁、最高裁昭和45年（オ）第498号同46年11月19日第二小法廷判決・民集25巻8号1321頁等参照）。そうすると、詐害行為取消しの効果は過去に遡って生ずるものと解するのが上記の趣旨に沿うものといえる。また、詐害行為取消しによる受益者の取消債権者に対する受領金支払債務が、詐害行為取消判決の確定より前に遡って生じないとすれば、受益者は、受領済みの金員に係るそれまでの運用利益の全部を得ることができることとなり、相当ではない。したがって、上記受領金支払債務は、詐

害行為取消判決の確定により受領時に遡って生ずるものと解すべきである。そして、上記受領金支払債務は期限の定めのない債務であるところ、これが発生と同時に遅滞に陥ると解すべき理由はなく、また、詐害行為取消判決の確定より前にされたその履行の請求も民法412条3項の「履行の請求」に当たるといえることができる。

以上によれば、上記受領金支払債務は、履行の請求を受けた時に遅滞に陥るものと解するのが相当である。

これを本件についてみると、被上告人は、上告人らに対し、訴状をもって、各詐害行為の取消しとともに、各受領済みの金員相当額の支払を請求したのであるから、上告人らの被上告人に対する各受領金支払債務についての遅延損害金の起算日は、各訴状送達の日翌日ということになる。」

4 本判決の判断枠組み

(1) 詐害行為取消の遡及効につき、「詐害行為取消しの効果は詐害行為取消判決の確定により生ずるものであるが、その効果が将来に向かってのみ生ずるのか、それとも過去に遡って生ずるのかは、詐害行為取消制度の趣旨や、いずれに解するかにより生ずる影響等を考慮して判断されるべきものである。」とし、①「詐害行為取消権は、詐害行為を取消した上、逸出した財産を回復して債務者の一般財産を保全することを目的とするもの」、つまり詐害行為取消訴訟は、形成訴訟（詐害行為の取消しという裁判所による形成行為を求める訴え）と給付訴訟（財産の給付を求める訴え）が合体したものであるこれまでの通説である折衷説⁽⁴⁾

(4) 大連判明治44年3月24日民録17輯117頁、我妻栄『新訂債権総論（民法講義IV）』（岩波書店、1964年）176頁、於保不二雄『債権総論（新版）』（有斐閣、1972年）180頁、林良平（安永補訂）・石田喜久夫・高木多喜男『債権総論（第三版）』（石田著）（青林書院、1996年）188頁、新法においても、民法424条の6により折衷説が採用されている。もっとも詐害行為の効果は債務者にも及ぶこと、転得者に対する詐害行為取消の場合、相対的取消しの枠組が部分的に維持されていることに注意が必要である。新法の理解については、潮見佳男『新債権総論I』（信山社、2017

によることを明確にし、「受益者又は転得者が詐害行為によって債務者の財産を逸出させた責任を原因として、その財産の回復義務を生じさせるものである。そうすると、詐害行為取消しの効果は過去に遡って生ずるものと解するのが上記の趣旨に沿うものといえる。」として遡及する理由を明確にする。さらにそれを補強する理由として、②「また、詐害行為取消しによる受益者の取消債権者に対する受領金支払債務が、詐害行為取消判決の確定より前に遡って生じないとすれば、受益者は、受領済みの金員に係るそれまでの運用利益の全部を得ることができることとなり、相当ではない。」とする。形成訴訟が遡及効を有するか否かは、当該法律関係の安定性の要請と変動の効果を徹底させる必要性とを調和させる作業という形成判決によって変動させられる法律関係をどのように規律するべきかという実体法の趣旨によって決まり、遡及効を有するのは変動の効果を徹底させる必要性がある場合に限りられるといわれており⁽⁵⁾、本判決の言うように、受益者又は転得者が詐害行為によって債務者の財産を逸出させた責任を原因として、その財産の回復義務を生じさせるものであるということからすると遡及させることが制度の趣旨に沿うことになる。では、どの時点まで遡及させ、いつから受領金の支払い債務が遅滞に陥るかということ、③「上記受領金支払債務は期限の定めのない債務であるところ、これが発生と同時に遅滞に陥ると解すべき理由はなく、また、詐害行為取消判決の確定より前にされたその履行の請求も民法412条3項の「履行の請求」に当たるといえることができる。」とし、訴状の送達の日翌日から遅滞に陥るとする。なお、これは判決確定時とすると訴訟が遅延するなどし

詐害行為取消により生ずる受益者の取消債権者に対する受領金支払い債務にいつから法定利息あるいは遅延利息が発生すべきか(益井)

四八五(一四〇一)

年) 738 頁以下、平野裕之『債権総論』(日本評論社、2017 年) 179 頁。なお、新法においても責任説をとりうるとの見解については、高須順一「詐害行為取消権の法的性質とその効力」法学志林 114 卷 4 号 142 頁を参照。

- (5) 新堂幸司『新民事訴訟法(第五版)』(弘文堂、2011 年) 215 頁、高橋宏志『重点講義 民事訴訟法 上〔第 2 版補訂版〕』(有斐閣、2013 年) 75 頁、松本博之・上野泰男『民事訴訟法〔第 8 版〕』(弘文堂、2015 年) 177 頁、伊藤眞『民事訴訟法〔第 6 版〕』(有斐閣、2018 年) 168 頁の注 8。

た場合に妥当な結論がえられないとの考慮も働いているものといえよう。しかし、詐害行為時まで遡及させるものとししないのは、問題である。遅延利息を問題とするからそうなるのであり、受領した金銭の運用利益という意味での利息を問題にするならば、詐害行為時にまで遡及させることになるのではなかろうか。この点については後の四で検討する。

三 これまでの判例の状況

1 最高裁判例の状況

この問題につき、これまで実質的な判断をくだした最高裁の判例はなく、最高裁においてこの点が争点とならず原審のくだした判決の結論をそのまま是認したものがわずかに存在するだけであり、利息ではなく、遅延利息を問題とし、遅延利息がいつから発生するかについては、その結論がまちまちであった。

① 最判昭和29年4月2日民集8巻4号745頁は、原審である①₁東京高判昭和26年10月28日下民集2巻10号1238頁が遅延利息の付くのは訴状送達の日とする結論を維持する。本件は詐害行為によって逸失した財産額の方が被保全債権額を大幅に上回っているケースⅡの場合なので、詐害行為取消権を行使できるのは被保全債権の額に限定され、取消された被保全債権相当額に訴状送達の日から遅延利息を付すとの判断になっている。この当時は詐害行為以後に発生する遅延損害金は被保全債権に含まれず、詐害行為の要件論の問題として取消しの範囲に含まないと解されており⁽⁶⁾、それを

(6) 我妻・前掲注(1)192頁、大判大正7年4月17日民録24輯703頁。判例変更がいつなされたと理解するかについては、遅延損害金が詐害取消権の被保全債権に入るとした原判決を維持した最判昭和35年4月26日民集14巻6号によって判例変更がなされたと捉えることもできるが(奥田昌道編『新版 注釈民法(10)Ⅱ』〔下森〕(有斐閣、2011年)905頁。『最高裁判所判例解説(民事篇)昭和35年度』162頁(三淵)は、旧来の判例を変更したことを間接的に表明したとする)、最終的に最判平成8年

前提にしているといえよう。

- ② 最判昭和 39 年 11 月 17 日民集 18 卷 9 号 1851 号は原審である②₁ 福岡高裁昭和 36 年 7 月 5 日の訴状送達の日から遅延利息が発生するとの結論を維持する。本件はケース I であり、受益者等が負う返還金額に訴状送達の日から遅延利息が訴状送達の日より付くとしている。
- ③ 最判昭和 50 年 7 月 17 日民集 29 卷 6 号 1119 頁は、原審である③₁ 大坂高判昭和 48 年 11 月 22 日 (同・1127 頁) の転付命令が送達された翌日との判断を維持する。ケース I の場合につき、受益者が得た金額に転付命令が到達した日の翌日から遅延利息が発生するとする。
- ④ 最判昭和 51 年 7 月 19 日金融・商事判例 507 号 8 頁は、原審である④₁ 福岡高裁昭和 46 年 9 月 22 日同 14 頁がなした訴状送達の日との判断を維持する。ケース I の場合において、受益者の受領金額に遅延利息を訴状送達の日から遅延利息を付すべきことを認めている。
- ⑤ 最判平成元年 4 月 13 日金融法務事情 1228 号 34 頁は、ケース I の場合において、原審である⑤₁ 東京高判昭和 63 年 10 月 20 日判決 (同・35 頁) の「遅延損害金の起算日については、詐害行為取消権は訴によってのみ行使することができるものであり、判決によって債権者の受益者 (または転得者) に対する金銭債権が確定的に発生するものと解すべきであることからして、右起算日は判決確定の日の翌日であるとするのが相当である」を維持している。

2 下級審の状況

(1) 詐害行為時の翌日に遅滞に陥るとするものには次のものがある。

- ⑥ 山口地岩国支判昭和 35 年 3 月 16 日訟務月報 6 卷 5 号 866 頁。被

2 月 8 日判時 1563 号 112 頁が、この昭和 35 年判決を引用して、詐害行為以後に発生する遅延損害金も含まれるとする説に変更されていることを明言することによって確実な判例変更がなされたと理解すべきであろう。

保全債権額 240 万円余りであるのに対し、詐害行為で受益者に弁済された額は 377 万円余りであり、受益者が受けた額が被保全債権額より大きいケースⅡの場合において、被保全債権相当額に詐害行為時の翌日から遅延利息を付すものとしている。しかし、これは控訴審である⑥₁ 広島高等裁判所昭和 38 年 2 月 12 日訟務月報 9 卷 2 号 272 頁により「本件詐害行為の日の翌日たる昭和三十一年十一月二二日から支払済みになるまで民法所定年五分の割合による損害金の支払を求めている。しかして、訴外三浦木材株式会社のなした本件弁済行為は本件訴訟においてこれを取り消す旨の判決確定により控訴人・被控訴人間において遡つてその効力を失うものであるが、さりとて控訴人の被控訴人に対する本件弁済行為による受領金の返還債務が右詐害行為の完了とともにただちに履行遅滞に陥るものと解すべき根拠はなく、被控訴人が控訴人に対し右金員を支払うべき旨の意思表示を裁判上なしたときにおいてはじめてその履行期が到来し、このときから控訴人は遅滞の責に任ずるものというべきである。しからば、被控訴人の年五分の民事法定利率による右遅延損害金の請求は本件訴状送達の日翌日であること記録上明白な昭和三二年八月二六日から元本完済にいたる間に生じた分については正当であるが、それ以前の分は失当として排斥を免れない」として変更されている。

- ⑦ 東京高判昭和 61 年 6 月 25 日判時 1196 号 114 頁。被保全債権額よりも詐害行為により受益者が受けた金額のほうが大きいケースⅡの場合で、被保全債権相当額に遅延利息が詐害行為時から付されるとする。
- ⑧ 東京地判平成 19 年 8 月 28 日判例秘書 L06233649。詐害行為により受益者が受けた金額が被保全債権額よりも小さいケースⅠの場合で、「原告の詐害行為取消権による、訴外 F から被告への本件金員の贈与契約の取り消し及び被告に対する本件金員及び本件金員に対する遅滞に陥った後の日（遅滞となるのは詐害行為の時）である平成 18

年6月17日から支払い済みまでの民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払請求は理由がある」とする。詐害行為時から遅延損害金は発生するが、原告は訴状送達の日である平成18年6月17日から遅延賠償金を求めているので、処分権主義に基づき訴状送達の日から遅延損害金を認めたのである。

これらの判例が詐害行為時の翌日に遅滞に陥る理由は明確には示されていないが、①取消の効果は詐害行為時まで遡及するとともに、②詐害行為時から受益者等はそのものから生じる運用利益（利息）を得ることになるのでそれを返還すべきと解しているであろう。判例⑥が⑥₁によって訴状送達の日から翌日から遅延利息が発生するとした（詐害行為時まで遡及することを認めながらも）のは、利息ではなく遅延利息を請求したことによるのであり、遅滞したといえるためには412条3項の要件を満たす必要があると解したことによると思われる。

(2)訴状送達の日から遅延利息が生じるとするものには、先の①₁ ②₁ ④₁ ⑥₁の他に次のものがある。

⑨ 東京地判昭和61年11月18日判タ650号185頁。詐害行為によって逸失した財産額の方が被保全債権額を大幅に上回るケースⅡの場合において、訴状送達の日から遅延利息が生じるとの原告の主張を認める。

⑩ 東京地判昭和62年2月26日判時1262号115頁。詐害行為によって逸失した財産額の方が被保全債権額を大幅に上回るケースⅡにおいて、訴状送達の日から遅延利息が生じるとの原告の主張を認める。

⑪ 東京地判平成3年6月27日判時1409号77頁。詐害行為によって逸失した財産額が被保全債権よりかなり小さいケースⅠの場合であり、訴状送達の日から遅延利息が生じるとの原告の主張を認め、詐害行為によって逸失した財産額に訴状送達の日から遅延利息が付されるところ。

詐害行為取消により、受益者等が返還すべき債務は期限の定めのない

い債務であるから、412条3項によって処理されるとするのである。これらのケースはいずれも⑥₁のケースを除き原告の主張をそのまま認めたものである。

(3)取消訴訟の口頭弁論終結時から遅滞に陥るとするものには、次のものがある。

⑫ 大阪高判平成16年10月15日判時1886号52頁。詐害行為によって逸失した財産額が被保全債権より小さいケースⅠの場合において、(価格賠償に関する事件で)価格算定の基準時である当審口頭弁論終結の日から支払済みまで年五分の割合による損害金の支払を求める限度で理由があるとする。

⑬ 名古屋地判平成13年7月10日判時1775号108頁(被保全債権額900万円(詐害行為後の遅延損害金は含まれないとする)より詐害行為によって逸失した財産額(営業譲渡の金銭評価)の方が大きいケースⅡにおいて、「被告らは、本件営業譲渡を本件クラブの各会員及び取引関係者らに周知させ、既に本件営業譲渡を前提とした諸種の法律関係を発生させているのであるから、上記営業の引渡しは事実上困難であり、その引渡義務は履行不能となった場合と同視できるというべきであるから、被告デイリーは、原告に対し、上記営業の引渡しに代えて、価額賠償として九〇〇万円及びこれに対する価額賠償の基準時(口頭弁論終結時)である平成一三年三月九日の翌日から支払済みまで商事法定利率年六分の割合による遅延損害金の支払義務があるというべきである」とする。

これらの判例は価額賠償が問題となるケースにおいて、価額賠償の基準時を遅延利息の発生時とするが、詐害行為取消しがなされることにより、詐害行為時まで取消しの効果は遡及するのであるから、原状回復義務として金銭に評価される以前に得ている財産を利用することによって得ることのできた利益(利用利益や果実)等を返還する必要がある

あるが⁽⁷⁾、遅延利息を問題にする限りは、この点を検討する必要がないことになる。

(4)判決確定日の翌日とするものには⑤₁以外に次のものがある。

- ⑭ 東京地判昭和53年12月12日判時918号91頁。詐害行為によって逸失した財産額(1795万円余り)が被保全債権額(1800万)より小さいケースⅠの場合であるが、両者はほぼ同額である場合において、「被告は、前項記載の取消すべき債権譲渡行為により取得した各債権について、いずれも弁済を受けていることは前認定のとおりであるから、各債権の譲渡行為を取消した場合、原告は被告に対し、右弁済を受けた額の支払を求めることができると解すべきである。そして被告の右金員の支払義務は、債権譲渡行為の取消を命じる本判決が確定した日の翌日から遅滞におちいる」とする。
- ⑮ 東京高判昭和63年10月20日判時1295号62頁。詐害行為によって逸失した財産額が被保全債権額(詐害行為後に生じた延滞税も詐害行為取消権によって保全されるべき債権に含まれる)より大きいケースⅡの場合において、「遅延損害金の起算日については、詐害行為取消権は訴えによってのみ行使することができるものであり、判決によって債権者の受益者(または転得者)に対する金銭債権が確定的に発生するものと解すべきであることからして、右起算日は判決確定の日の翌日であるとするのが相当である」とする。
- ⑯ 大阪高判平成2年9月27日判タ743号171頁。「被控訴人は、本件詐害行為取消による返還債権について、詐害行為後の昭和五九年五月二四日から支払すみまでの遅延損害金を請求するが、詐害行為取消権は訴えによってのみ行使できるものであり、債権者の受益者に対する債権は判決の確定によって確定的に発生するものであって、

(7) 民法545条2項・3項、575条、647条等をみると、利息と果実・使用利益とはほぼ等しいものと考えて民法は規定していると思われるので、物の使用利益分を抽象的損害算定をするとそれは利息分になるのではなからうか。

右確定前に右債権が遅滞に陥るとはいえないところである。そうであれば、右債権に対する遅延損害金の起算日は本判決確定の日の翌日というべきである。」とする。また、詐害行為によって逸失した財産額が被保全債権額よりも大きいケースⅡであるため、被保全債権額の範囲で取消することができるだけであり、「被控訴人は、詐害行為取消権に基づく金銭返還義務は原状回復義務であるから受益者たる控訴人はその受領の日から利息を付して返還すべき義務があると主張するが、詐害行為取消権は、債権者がその被保全債権を回収するのに資する制度であって、特段の保全の必要性がないかぎり、被保全債権の範囲を超えて支払請求できるものではなく、本件では右特段の必要性の主張立証はない。そうであれば、仮に受益者は返還債務に利息を付すべき義務があるとしても、被控訴人は遅延損害金以外に利息を請求することはできないというべきである」とする。

- ⑰ 横浜地小田原支判平成7年9月26日金法1450号95頁。詐害行為によって逸失した財産額が被保全債権の方よりも大きいケースⅡにおいて、原告が訴状送達の日から遅延損害金を求めたのに対し、詐害行為取消に伴う債権者の受益者に対する返還請求権は、判決の確定によって発生するものであって、右確定前に右債権が遅滞に陥ることはないから、返還義務の不履行に基づく遅延損害金の起算日は、本判決確定の日の翌日というべきであるとする。
- ⑱ 東京高判平成11年2月16日金判1072号32頁。詐害行為によって逸失した財産額が被保全債権額よりも小さいケースⅠの場合で、詐害行為によって逸失した財産額に本判決の確定の日の翌日から支払済みまで年五分の割合による遅延損害金の支払を認める。
- ⑲ 大阪地判平成12年5月24日判時1734号127頁。詐害行為によって逸失した財産額が被保全債権額より小さいケースⅠにおいて、「原告らの被告悦子に対する請求は、債権者取消権に基づき、本件物件二の贈与契約及び前記一〇〇〇万円の贈与契約の各取消と所有権移転登記の抹消登記手続及び一〇〇〇万円とこれに対する本判決確定

の日の翌日から支払済みまで年五分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。なお、債権者取消権は訴えによってのみ行使することができるものであり、債権者の受益者に対する債権は、判決の確定によって確定的に発生するものであり、右確定前に右債権が遅滞に陥るとはいえず、右債権の遅延損害金の起算点は本判決の確定の日の翌日というべきである」とする。

- ⑳ 東京地判平成 22 年 6 月 25 日判時 2102 号 69 頁。原告の本訴請求は、原告が被告に対して本件準消費貸借契約に基づき二三六〇万円及びこれに対する弁済期日の後である平成二〇年一月一日から支払済みに至るまで年一割五分の割合による遅延損害金の支払を求め、被告会社に対して、詐害行為取消権に基づき、本件譲渡担保一の設定行為を五七四万二八七九円の限度で、本件譲渡担保二の設定行為を九四五万三五四七円の限度で、それぞれ、取消し、価格賠償として、一五一九万六四二六円及びこれに対する本件判決確定の日から支払済みに至るまで年五分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから認容し、…」という。

これらの判例が、取消訴訟の口頭弁論終結時から遅滞に陥るとする理由は、詐害行為取消権は訴えによってのみ行使することができるものであり、債権者の受益者に対する債権は、判決の確定によって確定的に発生するものであり、確定前に右債権が遅滞に陥るとはいえないことである。

3 下級審判例に対する評価

これまでの判例は遅延利息を問題とし、原状回復による利息を問題としていない。遅延利息を問題とする限りにおいては、民法 412 条 3 項により、訴状送達の日から遅延利息が生じるとの見解を採らざるを得ないのではなかろうか。というのは、判決確定の翌日とすると訴訟に時間がかかった場合、妥当な結論が得られないし、取消しの効果は詐害行為時にまで遡及するが、遅滞に陥ったといえるためには民法

412条3項の要件を満たす必要があるからである。この問題を考えるにあたっては、先に述べたように、①詐害行為によって逸失した財産額が被保全債権額よりも小さいケースⅠと逆に②詐害行為によって逸失した財産額が被保全債権の額より大きいケースⅡを分けて考える必要がある。被保全債権の額の方が小さいケースⅡでは、被保全債権額（詐害行為後の遅延利息を含む）の範囲でしか取消することができないので、その額に受益者等は請求時から遅延利息を付して返還することになる（判決確定の翌日とすると訴訟に時間がかかった場合、妥当な結論が得られないし、被保全債権に詐害行為後の遅延利息を含めて取消せることによってその限度で受益者らが運用し得た利益（利息分）の返還を認めているのである）。これに対し、被保全債権の額の方が大きいケースⅠでは、詐害行為によって逸失した財産の全部を取り消すことができ、その返還を受益者等が遅延しているといえるためには、遅滞に陥ったといえなければならず、民法412条3項の要件を満たした場合に、請求時の翌日から遅滞に陥るということになる。しかしながら、受益者等は詐害行為によって逸失した財産（金銭等）の受領時からそれを運用できたのであり、その額（法定利息）は請求後の被保全債権の遅延利息（法定利率による）よりも大きなものになるので、詐害行為によって逸失した財産（金銭等）の原状回復義務の内容として受領時（詐害行為時）からの利息の返還という点を考えることができる⁽⁸⁾。もっとも、詐害行為後の本来の債権の遅延利息も取消すことのできる被保全債権の中には含まれる点をどう考えるかの問題が残る。

(8) ⑩の判例がこうした点を考えさせるものとなっている。もっとも、要件論として取消せるのは被保全債権の範囲だけであるが、効果論としては、受益者等が返還すべき額には詐害時から得ている利息分を返還すべきと考えることもできる。

四 学説の検討⁽⁹⁾

1 これまでの学説状況

(1)加藤＝細野説（判決確定の翌日説）は、価額賠償の箇所、「遅延損害金については、判決確定の日の翌日から年5分の割合を請求することができる」と解される。なぜなら、価額賠償義務は、詐害行為取消しの判決が確定したときに発生するものであり、かつ、詐害行為取消権は民法によって規定された民事上の請求権だからである。」とする⁽¹⁰⁾。この理由付けからするとこれは価額賠償の場合以外にも当てはまるように思われる。

(2)下森説（原則詐害行為時説）は、「取消権行使の結果、受益者または転得者に対し金銭の給付を求めうるときは遅延利息を請求しうる。すなわち、①取消権行使の結果、直接に金銭債権が生ずる場合（金銭債権の弁済の取消し、売主に対する売買の取消しなど）、②金銭債権の譲渡、金銭債権質の設定で、債権が取立て済みの場合、③価格賠償・不当利得返還請求の場合などである」とし、その起算点は、①②の場合はそれぞれ詐害行為時、金銭の取立て時であり、③の価格賠償の場合は、価額算定の基準時とするのが妥当とする⁽¹¹⁾。その価格算定の基準時を、事実審口頭弁論終結時と解している⁽¹²⁾。その理由として、「責任説の

(9) 詐害行為取消権の法的性質を不当利得や不法行為と考えそれとの関係で遅延利息の生じる時点を決めようとの考え方もありうるが、不当利得や不法行為ととらえることができないことについては、下森定『詐害行為取消権の研究』（信山社、2014年）37頁、365頁以下（不当利得とする見解に対する批判）、39頁以下（不法行為とする見解に対する批判）及び飯原一乗、『詐害行為取消訴訟 第2版〔新装版〕』（日本評論社、2017年）18頁以下を参照。

(10) 加藤新太郎・細野敦『要件事実の考え方と実務〔第3版〕』（民事法研究会、2014年）285頁。

(11) 奥田昌進編『新版注釈民法（10）Ⅱ』〔下森〕（有斐閣、2011年）928頁、下森定『債権者取消権の判例総合解説』（信山社、2010年）162頁。

(12) 最判昭和50年12月1日民集29巻11号1874頁。

立場では、取消訴訟の執行認容判決確定時以降、相手方名義の財産に対する強制執行が可能となるのであり当該財産がそれ以前に譲渡その他の事情によって執行が不可能であれば、その代償として価格賠償請求権がこの判決確定時点生ずる。したがって、価格算定の基準時は、判決確定時点にもっとも接着した時点である口頭弁論終結時が妥当であるという⁽¹³⁾。しかし折衷説の立場に立つと、取消によって遡及的に詐害行為が無効となり、原状回復請求権が発生することになり、その原状回復が譲渡等の理由により不能となったときは、それに代わる損害賠償として価格賠償請求権が発生するのであるから、相手方が第三者に目的物を譲渡した時点とみることもできるし、原状回復請求権そのものが変化したとして価格賠償を捉えると詐害行為時をその基準時とすることもできよう。

なお遅延利息の発生時期に関する下森説は、霧島教授の見解を参考に⁽¹⁴⁾、③の価格賠償の場合に、その起算点を価額算定の基準時⁽¹⁵⁾を遅延利息の起算点とすることにより、価格に変動があった場合の調整を考えている。つまり、価格算定の基準時は、i 価格が下落ないし変動がない場合には行為時・取得時が基準となり、その時点から遅延利息を付すのは妥当であるが、ii 価格が高くなっている場合に現在の価格を認めることもできるが、その際、行為時からの遅延利息を

(13) 前掲注(9)『新版注釈民法(10)Ⅱ』〔下森〕927頁、下森定「債権者取消権に関する一考察」法学志林57巻3・4合併号236頁。平井宜男『債権総論〔第2版〕』(弘文堂、1994年)298頁ではそうした見解をとる理由として「取消権を訴権だと解したとしても行使によって効果が発生する以上、行使時すなわち事実審の口頭弁論終結時が原則として基準時になると解し、右判決を〔前掲注(12)の判例〕支持すべきであろう」とする。

(14) 兼子一監修『条解会社更生法〔中〕』〔霧島甲一〕(弘文堂、1973年)179頁以下。

(15) その基準時を何時にすべきかに関しては、前掲注(9)『新版注釈民法(10)Ⅱ』〔下森〕926頁以下、岡垣学「否認権の行使により代価償還が行われる場合における価額算定の基準時」判タ210号79頁を参照。

認めるのは問題だからである⁽¹⁶⁾。

(3)飯原説(訴状送達の翌日説⁽¹⁷⁾)は、次のように言う。①「賠償金債権は、XがYに対して、詐害行為取消権を行使することによって取得する固有の請求権であるが、その発生は詐害行為の取消しの結果であり、取消しは取消訴訟の判決の確定によるものであるから、Yの遅滞は権利の発生後でないとあり得ないものと解される。」「しかし、詐害行為取消権が逸失財産と(の?)原状回復を目的とするものであり、取消部分は、賠償金の給付請求部分の論理的前提であると解するとすると、YはXから取消しと賠償金の請求を受けたとき、賠償金について遅滞に陥ると考えることも可能である。訴状送達の日を起算日とする裁判例は、そのような解釈をしているものと思われる。」これは、先に加藤=細野説に対する批判ということができる。

②また、「価格賠償の基準日を口頭弁論終結時と解することから、その遅延損害金の起算日も同一に解するものもあるが、これはどの時点で価格を決定するのが公平かということであり、現物返還不能は訴状送達までに発生しており、一般に債務の発生とその遅滞とは別に解されるので、訴状送達によって遅滞を生ずると解するのが相当である⁽¹⁸⁾。」とする。これは、価格賠償の場合に価額算定の基準時から遅延利息が発生すると下の森説③に対する批判である。

③さらに、「弁済や債権譲渡の取消しで、Yに対して受領金の賠償を求める場合、上記裁判例がYの受領の日の翌日を遅延損害金の起算日としているのは、悪意の不当利得者の利息(民704)と同様の考え方をするものかと思われるが、遅延損害金の支払いである以上は催告等遅

(16) これは不法行為の損害賠償につき、遅延利息は不法行為時から発生するのが原則であるが、賠償の対象となっていた目的物が値上がりした場合に、その値上がり額で賠償を認める場合にはその時から遅延利息が発生と考えられていることと類似している。

(17) 前掲注(9)飯原『詐害行為取消訴訟 第2版〔新装版〕』421頁以下。

(18) 単純にこのように解してよいかは問題である(前掲注(11)を参照)。

滞を要件とすべきであるから、訴状送達の日を翌日を起算日とするのがよいと思う」とする。これは、下森説①②に対する批判である。

このように見ていくと、本最高裁判例は、飯原説を採用したといえるように思える。

2 本判決及び1で検討した学説に対する疑問

(1)遅延利息ではなく原状回復義務に基づく利息をまずは問題にするべきではないか

詐害行為取消権が行使された場合、受益者等に原状回復義務が発生するかは、条文上明確ではないが⁽¹⁹⁾、詐害行為取消権の取消しには、総則規定の民法121条が適用されると起草者の一人である梅謙次郎は解していた⁽²⁰⁾。そうすると、詐害行為取消の判決によって詐害行為時に遡及して詐害行為たる法律行為はその効力を失うことになる⁽²¹⁾。このように民法121条の適用ないし類推適用を主張する見解は、古くはほとんどの教科書等において見てとることができる。例えば、仁井田益太郎は「債務者ノ詐害行為タル法律行為ノ効力ハ取消判決ニ依リ既往ニ遡リテ其効力ヲ失フニ至ルモノト謂フヘシ是レ民法第二百一十一条ノ規定ニ依リテ明ナル所ナリ⁽²²⁾」と述べ、石坂音四郎は「取消ノ効果ハ民法第二百一十一条ノ規定ニ従ヒ債務者ノ行為ハ行為ノ當時ヨリ無効ナリシモノト見做サレ全ク行為ナカリシト同一ノ結果ヲ生ス⁽²³⁾」と述べ、さらに、中島玉吉は民法121条によることを前提に「取消サレタル行

(19) これに対し、破産法における否認の場合、破産法167条1項により原状回復義務が発生することが明確になっている。

(20) 梅謙次郎『民法要義 卷之三債権編』(有斐閣、1912年)87頁。

(21) 梅謙次郎『民法要義 卷之一総則編』(有斐閣、1911年)312頁。

(22) 仁井田益太郎「債権者ノ取消権ヲ論ス」(1913年)法協31巻12号2063頁。

(23) 石坂音四郎「債権者取消(廢罷訴権)論」『民法研究第二巻』(有斐閣、1913年)152頁、同旨、同『日本民法第三編債権総論上巻』(有斐閣、1921年)739頁。

為ハ遡及的ニ無効ナリシモノト見做ス⁽²⁴⁾」と述べる。その後も、その効果を①物権的に捉えるか債権的に捉えるか、②絶対的なものと捉えるか相対的なものと捉えるかの違いはあるものの、121条の適用ないし類推適用がなされると言われていたが⁽²⁵⁾、最近の教科書等ではそうした記述はなされなくなっている⁽²⁶⁾。しかし、折衷説をとる限り、詐害行為取消権は、債権者の法律行為を取消、債権者の財産上の地位をその法律行為がなされる前の原状に復するもの（原物返還を原則とし価格賠償を例外的に認める）であるから、この取消は実質的に民法121条の適用ないし類推適用がなされ（今回の改正法121条の2により原状回復の原則が明確になっている）、詐害行為時に遡及して原状に回復させるとの原状回復主義⁽²⁷⁾がとられているといえよう。そうすると、詐害行為取消権

(24) 中島玉吉『民法釈義 卷之三債権総論上』（金刺芳流堂、1925年）737頁、同旨、同『債権総論』（金刺芳流堂、1928年）215頁。

(25) 村上恭一「廢罷訴権ヲ論ス」（1909年）法学新報19巻7号67頁、横田秀雄『民法債権編講義』（明治大学出版部、出版年不明）388頁、同『債権総論』（早稲田大学出版部、出版年不明）269頁、川名兼四郎『債権法要論』（金刺芳流堂、1915年）274頁（「他ノ場合ニ於ケル取消権ト全ク其本質ヲ同シウスルモノト解セラル」とする）、鳩山秀夫『増訂改版 日本債権法（総論）』（岩波書店、1932年）224頁、勝本正晃『債権法概論（総論）』（有斐閣、）1949年）419頁、小池隆一『日本債権法総論』（清水書店、1941年）201頁、岡村玄治『改定債権法総論』（巖松堂書店、1931年）139頁、沼義雄『綜合日本民法論（4）』（巖松堂書店、1938年）506頁、磯谷幸次郎『債権総論大要』（清水書店、1928年）203頁（121条については触れていないが、取消されたときは、債権者に対する関係ではその行為は始めより無効と看做されたとする）。

(26) とはいえ、現在でも原状回復を当然の前提としている。例えば、我妻前掲注(1)『新訂債権総論』195頁など。

(27) もちろん、詐害行為取消権制度の目的は、金銭債権者保護のための責任財産の保全にあり、民法総則中の『取消し』とはその保護目的を異にする。したがって、ここでの『原状』とは、物理的原状（抵当権付きでの原物回復）と解する必要はなく、現物にせよ、金銭にせよ、価値的原状回復であれば足りる（前掲注(9)『新版注釈民法（10）Ⅱ』〔下森〕916頁）。

が行使された場合、原則として、民法 121 条の取消⁽²⁸⁾や契約の解除⁽²⁹⁾がなされた場合と同様に給付利得という形での清算がなされるように思われる。つまり、詐害行為時から受取った金銭等には利息や果実・使用利益の返還義務が生じるように思われる⁽³⁰⁾。もっとも、今回の改正法 121 条の 2 の返還義務の範囲について、返還すべきものが金銭である場合に、法定利率による利息を付けるか、物である場合に果実を含むかについては、今後の解釈に委ねられるといわれているが⁽³¹⁾、給付利得の観点からして含まれることになると思われる⁽³²⁾。そうすると本件最高裁の事件においても詐害行為時に遡及しその時から返還金額に法定の利息を付すことができたのではなかろうか⁽³³⁾（詐害行為時から受取った金銭を運用できたとして、その時から法定の利息を付す）。

(2)破産法における否認の効果との関係

破産法 167 条 1 項で「否認権の行使は、破産財団を原状に復させる。」

(28) 平野裕之『民法総則』（日本評論社、2017年）240頁（利得がなくなっても原状回復義務を免れないとする）、四宮和夫・能美喜久『民法総則（第9版）』（弘文堂、2018年）339頁（現存利益に限定されない利益の全部の返還が前提とされているとする）。

(29) 谷口知平・五十嵐清編『新版注釈民法（13）』（有斐閣、2006年）〔山下〕712頁以下。

(30) 四宮和夫『事務管理・不当利得』（青林書院、1981年）132頁、藤原正則『不当利得法』（信山社、2002年）139頁。

(31) 前掲注(25)四宮和夫・能美喜久『民法総則（第9版）』340頁。

(32) 中間試案においてはこの点は明確であったが（民法〔債権関係〕部会資料66Aの36頁～37頁）、その後の議論では利息や果実について詐欺や強迫の被害者が利息までつけて返すというのは酷ではないかとの議論がなされおり、それに対し、笹井関係巻は「金銭と言う形で手もとにあって運用可能である以上は、それを返還するというのが民法の基本的な態度はないかと思えます」と述べているが（民法〔債権関係〕部会第76回会議議事録51頁～52頁）、条文上この点につき明確なものとはなっていない。

(33) ただし、本最高裁判例では、原告が利息ではなく遅延利息を請求しているので、弁論主義から遅延利息の点のみが争点となっているのでその点にのみ答えていることに問題はない。

と規定している⁽³⁴⁾。この規定の解釈として、金銭支払いの原因行為が否認された場合、相手方は受領金額相当額の返還債務を負い、相手方は「受領の日」から法定利率による利息を支払わなければならない。というのは、否認対象行為がなされなければ破産者または財団はその日からその金銭を利用できたはずであるからである⁽³⁵⁾（相手方からいえば受領の日からその金銭を利用できたからといえよう）。この場合に相手方は受領の日から法定利率による遅延損害金（遅延利息）を併せて支払わなければならないとの主張もあるが⁽³⁶⁾、期限のない債務の場合、請求を受けた時から遅滞に陥るのが原則（民法412条3項）であるから、受領の日から発生するのであるから利息と解すべきであろう。判例は、その性質を利息とするのか遅延利息とするのか明確でないといわれて

(34) 旧破産法でもほぼ同様に「否認権ノ行使ハ破産財団ヲ原状ニ復セシム」として原状回復を規定していた。また民事再生法132条1項も原状回復につき規定する。

(35) 伊藤眞『破産法・民事再生法〔第4版〕』（有斐閣、2018年）628頁、竹下守夫・藤田耕三『破産法体系第2巻』（佐藤鉄男）（青林書院、2015年）584頁、園尾隆司・小林秀之『条解 民事再生法〔第3版〕』（加藤哲夫）（弘文堂、2013年）698頁。伊藤眞・岡正晶・田原睦夫・林道晴・松下淳一・森宏司著『条解 破産法〔第2版〕』（弘文堂、2014年）は「否認権行使による原状回復は、否認対象行為によって破産財団が受けた損失をてん補することを目的とする。したがって、当該行為によってによって受益者が受け取ったのが金銭である場合には、破産者や破産財団が金銭を利用する機会を失ったことになるから、法定利息を付して破産財団に返還すべきである。…利息の起算日は、否認対象行為によって金銭が相手方に交付された日である」とし（1131頁）、価額賠償請求の場合には「利息の起算日は、価額相当額の金銭が破産財団に帰属すべき時点である否認権行使の日と解すべきであろう」とする（1136頁）。

(36) 田原睦夫・山本和彦監修『注釈破産法〔下〕』（高木裕康）（金融財政事情研究会、平成27年）158頁。伊藤眞『破産法〔第4版補訂版〕』（有斐閣、2006年）426頁では「受領した日から遅延利息を支払わなければならない」としていたが、同・前掲注(32)『破産法・民事再生法〔第4版〕』628頁では、「受領した日から起算した法定利息を支払わなければならない」と変更している。

いる⁽³⁷⁾。遅延利息とするものには、最判昭和36年10月6日裁判集民事55号13頁がある⁽³⁸⁾（原告が遅延損害金（遅延利息）を求めているのでそれに従っているのである）。受領時から利息が発生するものとしては、①大判昭和8年6月22日民集12巻16号1627頁⁽³⁹⁾、②大判昭和14年5月19日新聞4448号12頁⁽⁴⁰⁾、③最判昭和40年4月22日民集19巻3

(37) 最高裁判所判例解説民事篇（昭和四十年）（中島恒）135頁。

(38) 下級審のものとしては、東京地判大正5年7月8日法律新聞1194号23頁、名古屋地判昭和37年10月30日ジュリスト269号7頁がある。

(39) 「否認セラレタル行為ナカリシ原状ニ回復セシムルモノナレハ財団カ右行為ニ因リテ受ケタル損失ヲ填補スルヲ目的トスルヲ以テ否認セラレタル行為ニ依リ受取りタルモノカ金銭ナル場合ニハ返還義務者ハ破産者又ハ財団カ否認権ノ目的タル行為ニ依リ其ノ利用ノ機会ヲ失ヒ或ハ義務者ヲシテ之ヲ無償ニ使用セシメサルヲ得サリシカ為メ当然被リタルモノト認メラルヘキ法定利息ヲ附シテ之ヲ返還スヘキモノト云フ」とし、利息の起算点は否認行為の目的たる弁済の翌日とする。

(40) 否認を正当と認める判決が確定するまでは、遅滞に陥らないので遅延損害金を支払う必要はないとの上告に対し、「否認権ノ行使ニ因ル原状回復義務者ハ破産財団ヲシテ否認セラレタル行為ナカリシ原状ニ回復セシメ依テ財団ガ右行為ニ因リテ受ケタル損失ヲ填補スヘキモノナレハ否認セラレタル行為ニ依リ受取りタルモノカ金銭ナル場合ニハ返還義務者ハ破産者又ハ財団カ否認権ノ目的タル行為ニ依リ之カ利用ノ機会ヲ失ヒタル為メ当然被リタルモノト認メラルヘキ法定利息ヲ附シテ之ヲ返還スヘキモノナルコトハ既ニ当院ノハンレイトスルトコロナリ（最判昭和8年6月22日の①判例を挙げる）」とする。もっとも、否認の目的たる行為の後である原告の求めている本件訴状送達の日より利息を付すことを認めている（処分権主義による）。

号 689 頁⁽⁴¹⁾、④最判昭和 41 年 4 月 14 日民集 20 卷 4 号 611 頁⁽⁴²⁾がある。否認の効果は遡って否認された行為がその当時よりなかったものとみるべきであるから、返還義務もその当時より生じこれに付する利息もその当時より起算すべきだからである⁽⁴³⁾。この点に関しては、詐害行為取消権と破産法上の否認権とにその違いは見られないものと思われる。また詐害行為や否認権の対象となった行為によって利用の機会を失ったために、あるいは無償で使用せしめざるをえなかったためにこうむったとみられる損失を填補すべきものとして利息（利用できなかったことを抽象的損害算定したものとしての利息）が認められているので

(41) 「破産法上の否認権行使に因る原状回復義務者は、破産財団をして否認せられた行為がなかつた原状に回復せしめ、よって財団が右行為に因って受けた損失を填補することを目的とするものであるから、否認された行為に因って受取ったものが金銭である場合には、返還義務者は、破産者又は財団が否認権の目的たる行為によりこれが利用の機会を失い、或は義務者をしてこれを無償に使用せしめざるを得なかつたため当然蒙つたと認められるべき法定利息を附してこれを返還することを要するものと解するのを相当」とする。起算日は否認権の対象となる債権取り立ての日の翌日となっている。

(42) 「破産法上の否認権行使に因る原状回復義務は、破産財団をして否認された行為がなかつた原状に回復せしめ、よって破産財団が右行為によって受けた損害を填補することを目的とするものであるから、否認された行為が商人間の取引によりなされた代物弁済であり、かつ右否認に破産財団に返還さるべき物品がすでに原状回復義務者の手中に存しない場合には、返還義務者は右代物弁済の目的物に代わる価格と、破産者又は破産財団が代物弁済によりこれが利用の機会を失い或いは返還義務者をしてこれを無償で使用せしめざるを得なかつたため当然被つたと認めらるべき法定利息とを返還すべきものと解す」とする。この判例につき、遅延損害金（の利率）を問題にしていると理解するものもあるが（霜島甲一『判例民事法昭和四十一年度』32 事件 210 頁）、利息の起算日は代物弁済の目的物を破産会社より搬出し引き取った日とするのであるから、遅延したとはいえず、原状回復による法定の利息を付すべきものとしたと理解すべきではなかろうか。

(43) 加藤正治・判例民事法昭和八年度（大判昭和 8 年 6 月 22 日判決の評釈）438 頁。

ある。この場合、不当利得は問題とならない。というのは、相手方の利得とは関係なく、詐害行為取消や否認の効果と言う原状回復という観点からこの問題を考えるべきだからである。

この問題を考えるにあたって考えるべき否認権と詐害行為取消権との違いは、①否認権は実体法上の形成権であるが、否認権の行使のみによって、破産法 167 条に定める効果が生じ、否認訴訟や否認請求の確定を待たずに効果が生じ、抗弁権でも行使できる（破産法 173 条 2 項）とされている点⁽⁴⁴⁾、②詐害行為取消権の場合、取消せるのは被保全債権の範囲に限られている点である。①の点については詐害行為取消しの場合、取消しによってはじめて効果が発生するので判決確定の翌日から遅滞に陥るとの説が生じうるが、破産の場合も詐害行為取消しのいずれの場合も遡及して原状回復義務発生するのでこの問題を考える際には大きな違いは出てこないと解すべきである。②の点から、破産の場合には否認した行為につきその行為時点から運用利益と言うべき利息や果実を常に付すべきということになるが、先に判例の検討のところ述べてように、詐害行為取消権の場合は、詐害行為によって逸失した財産額が被保全債権額よりも小さいケース I においては破産の場合と同じように処理できるが、逆に逸失した財産額のほうが大きいケース II では、被保全債権額（詐害行為後の被保全債権に対する遅延利息を含む）の限度でしか詐害行為取消権が行使できず、ケース I と同様の処理を考えることはできるが、すでに詐害行為時からの被保全債権に遅延利息を付して取消すことを認めているので、二重に評価することは認めるべきではないので⁽⁴⁵⁾、詐害行為時から利息を付するという形で処

(44) 田原睦夫・山本和彦監修『注釈破産法〔下〕』（高木裕康）（金融財政事情研究会、平成 27 年）157 頁。

(45) 取消すことのできる範囲はどこまでかという要件の問題（被保全債権の範囲に限られるが詐害行為後の遅延利息も含む）と取消された後に受益者等が原状回復すべき範囲の問題（効果の問題）は別の問題である。しかし、要件の問題は効果の問題に大きな影響を与えるものと考えられるべきであろう。

理することはできず、被保全債権に遅延利息を付するという形で処理することになる。

五 おわりに

本最高裁のように、詐害行為取消権の被保全債権額よりも詐害行為により逸失した財産額（受益者等が受けた金額）が小さいケース I においては、詐害行為の取消が行使されると受益者等は受けた金額を全額返済するとともにそれに遅延利息を請求時の翌日から付すと解するだけでなく、取消しによって詐害行為時に遡及して原状回復する義務が生じ、受益者等は金銭等を受領した時からそれを運用できたはずの運用利益としての利息を詐害行為時から付す必要があると解すべきである。そうすると、法定利息と遅延利息の関係をどう考えるかが問題となってくるが、詐害行為時から法定利息を返還する義務が発生するがこれは請求時までしか発生せず、（期限の定めがないので請求時から遅滞に陥る）請求時から遅延利息が発生すると解することになる。というのは、民法 419 条の解釈において、当事者に利息の約束があってもそれは期限までのことで期限後（債務不履行に陥った後）は遅延利息が発生すると解釈されているからである⁽⁴⁶⁾。もっともこのような解釈は、本最高裁の事例の場合には、支払いがなされるまで法定利息が続いていくとした場合と結果が異なることになる。このような解釈は、遅滞に陥らせたということや期限の定めを無意味にすることになるので⁽⁴⁷⁾、法

(46) 例えば、中田裕康『債権総論（第三版）』（岩波書店、2013年）50頁では、利息と遅延利息は類似して見えるが、「両者の概念は区別される（375条参照）。債務不履行に陥った後は、利息は発生せず、遅延損害金だけが発生する」という。梅・前掲注(17)66頁、法務大臣官房司法法制調査部『法典調査会民法議事速記録三』（商事法務、1984年）92項の穂積陳重委員の主張を参照。

(47) 前掲注(46)『法典調査会民法議事速記録三』91頁以下の議論を参照（磯部四郎委員の「約定利率が法定利率よりも高い場合には実質的には損害賠償の意味がなくなってしまうのではないか」との主張が重要である）。

定利息と遅延利息の間に利率の差を設ける必要があるように思われる⁽⁴⁸⁾。

これに対し、②詐害行為により逸失した財産額が被保全債権額より大きいケースⅡでは、詐害行為取消しの対象となる行為の範囲は被保全債権の範囲に限られているので、この場合も①の場合と同様に受益者等は受領時から金銭等を運用できたのであるから受領時から利息を返還する必要があるかを検討する必要があるが、被保全債権額相当額に受領時から利息を付して受益者等が返還しなければならないとすると、債権者は詐害行為後の被保全債権に対する遅延利息についても被保全債権に含めることができるとするのが判例なので⁽⁴⁹⁾、債権者はその部分においては重複したものを得ることになり⁽⁵⁰⁾、請求時から被保全債権相当額に遅延利息を付したものを請求することができるだけということになる。もっとも、被保全債権に詐害行為後に遅延利息を付ける場合の利率（法定利率より大きい約定率）は受益者が原状回復として付けなければならない法定利率よりも大きい場合が考えられるが⁽⁵¹⁾、その場合にも同様に解することになる。

なお、以上のように原状回復によるということを考えた場合、改正法を前提にした債権者、債務者、受益者、転得者相互の間の処理をどのようにするかについては別稿で考察することにしたい。

(48) 債権法の改正にあたってはこうしたことに関する議論はなされていないが、債務不履行（履行遅滞）を防止するためにも、遅延利息の利率は法定利率よりも高めの利率を設ける必要があるように思われる。例えば、ドイツ民法 288 条、247 条、264 条がそうである。

(49) 前掲注(2)に挙げる判例を参照。

(50) とりわけ、債権改正後も債権者は相殺により実質的に優先弁済を受けることができるということが維持されているのでこのように解すべきではなかろうか。

(51) 詐害行為後に生じた延滞税も詐害行為取消権によって保全されるべき債権に当たるとする（最判平成元年4月13日金法1228号34頁）と間違いなく利息分よりも大きな額となってくる。

